第 1 部

基 準 財 政 収 入 額

第1章 概 要

令和4年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税の4つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源分)を100%算入するための措置として、増収分(社会保障財源分)の15%相当額を地方消費税交付金等例加算額として加え、1,233,541,729千円と算定した(第1表参照)。

この基準財政収入額は、雇用・所得環境の改善を反映し特別区民税が増となったこと等により、令和3年度当初見込額に対して20,758,572千円、1.7%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税 894,642,466 千円、軽自動車税 3,846,951 千円、特別区たばこ税 62,941,551 千円、鉱産税 0 千円で計 961,430,968 千円、利子割交付金が 2,295,946 千円、配当割交付金が 15,698,222 千円、株式等譲渡所得割交付金が 17,878,059 千円、地方消費税交付金が 200,958,303 千円、ゴルフ場利用税交付金が 30,352 千円、環境性能割交付金が 3,085,284 千円、地方特例交付金が 6,173,663 千円、地方揮発油譲与税が 3,463,309 千円、自動車重量譲与税が 9,861,610 千円、航空機燃料譲与税が 947,470 千円、森林環境譲与税が 997,428 千円、交通安全対策特別交付金が 960,047 千円、特別区民税特例加減算額が△8,671,445 千円、地方消費税交付金特例加算額が 18,432,513 千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額(100%ベース)について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 令和4年度基準財政収入見込額

(単位:千円、%)

_								_												(+	<u> </u>	干鬥、	, /0/
	区						分		令	和 4	1年度	F	4	令和	3年	度	対		前	年	E	度	比
							//		収入	、見	1 込	額	収	入!	見辺	、額	増	減	Ì	額	増	減	率
特	特		別	X		民		税		894	, 642	, 466		871	1,41	7, 538		23,	224,	928			2.7
пп	畝	白 動	車 税	環	境	性	能	割			344	, 055			203	3, 299			140,	756			69. 2
別	牲	口到	平 7九	種		別		割		3	, 502,	, 896		3	3, 386	6, 777			116,	119			3. 4
区	特	別	区	た	. 1	ゴ	Ĺ	税		62	, 941,	, 551		62	2, 57	1,315			370,	236			0.6
	鉱			産				税				0				0				0			
税		小				計		Α	(961	, 430,	, 968		937	7, 578	3, 929		23,	852,	039			2.5
利		子	割	交		付	金	В		2	, 295,	, 946		2	2, 558	3, 964		Δ	263,	018		Δ	10. 3
配		当	割	交		付	金	С		15	, 698,	, 222		12	2, 984	4, 836		2,	713,	386			20. 9
株	式	等 譲	渡所	行得	割	交布	ナ 金	D		17	, 878,	, 059		14	1, 112	2, 985		3,	765,	074			26. 7
地	力	消	費	税	交	付	金	Е	:	200	, 958,	, 303		208	3, 538	3,022		△ 7,	579,	719		Δ	3.6
ゴ	ル	フ場			税ろ	交 付	金	F			30,	, 352			25	5, 053			5,	299			21. 2
環	境		能	割	交	付	金	G		3	, 085	, 284		2	2, 666	6, 459			418,	825			15. 7
地	7	5 华	寺 伢	j	交	付	金	Н		6	, 173,	, 663		(6, 096	5, 339			77,	324			1. 3
計	(A		C+D	+E	+F+	+G+		I	1, 2	207	, 550	, 797		1, 184	1, 56	1,587		22,	989,	210			1. 9
地	力	揮	発	油	譲	与	税	J		3	, 463,	, 309		3	3, 466	6, 380		۷	△ 3,	071		Δ	0.1
自	動		重	量	譲	与	税			9	, 861,	, 610		ç	9, 74	4, 974			116,	636			1. 2
航	空		燃	料	譲	与	税	L			947	, 470]	l, 15	3, 792		\triangle	206,	322		\triangle	17. 9
森	木	木 琲	景境	É	譲	与	税	Μ			997	, 428			770), 740			226,	688			29. 4
交	通	安全	対策	5 特	別	交布	士 金	N			960,	, 047			909	9, 359			50,	688			5. 6
合	計額	į (I-	+ J +	K+	L + 1	M+1	N)	О	1, 2	223	, 780,	, 661		1, 200), 606	6, 832		23,	173,	829			1. 9
特	別	区民	税幣	身 例	加	減算	額	Р	Δ	8 4	, 671,	, 445		\triangle (6, 95	1,425		△ 1,	720,	020			
地:	方剂	肖費利	克交付	金	特例	加拿	算額	Q		18	, 432,	, 513		19	9, 12	7, 750		\triangle	695,	237		\triangle	3.6
基	準具	才政 収	八額	(() +	P +	Q)	R	1, 2	233	, 541,	, 729		1, 212	2, 78	3, 157		20,	758,	572			1. 7

第2表 令和4年度基準財政収入見込額(100%ベース)

(単位:千円、%)

						(+	<u> </u>
	区	分		令和4年度	令和3年度	対 前 年	度 比
		<i>)</i> ,		収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率
特	特 別	区 民	税	1, 052, 520, 548	1, 025, 197, 104	27, 323, 444	2. 7
пп	軽自動車税	環境性	能割	404, 770	239, 175	165, 595	69. 2
別	在日 奶 车 优	種 別	割	4, 121, 054	3, 984, 443	136, 611	3.4
区	特 別 区	たばこ	. 税	74, 048, 883	73, 613, 312	435, 571	0.6
_	鉱	産	税	0	0	0	_
税	小	計		1, 131, 095, 255	1, 103, 034, 034	28, 061, 221	2.5
利	子 割	交 付	金	2, 701, 113	3, 010, 546	△ 309, 433	△ 10.3
配	当 割	交 付	金	18, 468, 496	15, 276, 278	3, 192, 218	20. 9
株	式等譲渡	所得割交	付 金	21, 033, 010	16, 603, 512	4, 429, 498	26. 7
地	方 消 費	税交付	士 金	236, 421, 533	245, 338, 849	△ 8,917,316	△ 3.6
ゴ	ル フ 場 利	用 税 交	付 金	35, 708	29, 474	6, 234	21. 2
環	境 性 能	割交付	寸 金	3, 629, 746	3, 137, 011	492, 735	15. 7
地	方 特	例 交 付	金	7, 263, 133	7, 172, 164	90, 969	1. 3
	計	•	A	1, 420, 647, 994	1, 393, 601, 868	27, 046, 126	1.9
	$A \times 8$	85%	В	1, 207, 550, 797	1, 184, 561, 587	22, 989, 210	1.9
地	方 揮 発	油譲与	税 C	3, 463, 309	3, 466, 380	△ 3,071	△ 0.1
自	動車重	量 譲 与	税 D	9, 861, 610	9, 744, 974	116, 636	1. 2
航	空機燃	料 譲 与	税 E	947, 470	1, 153, 792	△ 206, 322	△ 17.9
森	林 環 境	譲与	税 F	997, 428	770, 740	226, 688	29. 4
交	通安全対策	特別交付	金 G	960, 047	909, 359	50, 688	5. 6
合	計額(B+C+I	O + E + F + G) H	1, 223, 780, 661	1, 200, 606, 832	23, 173, 829	1. 9
特	別区民税特	例 加 減 算	額 I	△ 8, 671, 445	△ 6, 951, 425	△ 1,720,020	
地	方消費税交付	金特例加算	額 J	18, 432, 513	19, 127, 750	△ 695, 237	△ 3.6
基	準財 政 収 入 額	(H + I + J) K	1, 233, 541, 729	1, 212, 783, 157	20, 758, 572	1. 7

第2章 特別区税

第1節 特別区民税

第1項 算定概要

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分(所得割・均等割)、特別徴収・総合課税分(所得割・均等割)、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

総合課税分は、「市町村税課税状況等の調」(調査基準日7月1日)の数値を用いて算定を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して算出した。

第3表 決算補正率

77 0 27 10 27							
	X		分				決算補正率
普通徴収・約	総合課程	兑分	(所得	割)			1. 0645902
普通徴収・約	総合課程	兑分	(均等	割)			1. 0929788
特別徴収・約	特別徴収・総合課税分(所得割)						
	現	年	度	課	税	分	0. 9854183
	前	年	度	課	税	分	0. 9601945
特別徴収・約	総合課程	兑分	(均等	割)			
	現	年	度	課	税	分	0. 9780119
	前	年	度	課	税	分	0. 9400583

第2項 算定内容

1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を 1,067,689,419 千円、過年度分を 6,311,140 千円、合計で 1,074,000,559 千円と算定し、標準徴収率を 98%とした。

その結果、令和4年度の特別区民税の収入見込額は1,052,520,548千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位: 千円、%)

		1	Т			1 17 、 70 /
	□	\wedge	令和4年度	令和3年度	対前年度	比
	区	分	調定/収入 見込額	調定/収入 見込額	増減額	増減率
				· ·	HIME	HVA I
現	年	度 分	1, 067, 689, 419	1, 039, 451, 479	28, 237, 940	2. 7
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	→ M. I	A =m <\(t \)	1, 001, 000, 110	1, 000, 101, 110	20, 201, 010	2. 1
晋述	通徴収・総	谷課税分	281, 824, 937	266, 014, 607	15, 810, 330	5. 9
		/B #N	,,			
	所	得割	275, 420, 034	259, 646, 435	15, 773, 599	6. 1
	均	左 生il				
	1-7	等 割	6, 404, 903	6, 368, 172	36, 731	0.6
性。	別徴収・総	A 無 超 分				
147	リリカス * MC		795, 138, 717	779, 880, 364	15, 258, 353	2. 0
	所	得 割				
	171	J. D.	782, 287, 663	767, 105, 681	15, 181, 982	2.0
	均	等 割				
		41 H1	12, 851, 054	12, 774, 683	76, 371	0.6
税	額 控	除等	A 50 005 000		A 10 100 F10	20.0
		1741	△ 79, 935, 823	△ 66, 466, 274	△ 13, 469, 549	20. 3
譲渡	ま所得等・2	分離課税分	F7 049 C10	47 1FC 909	10 707 007	00.0
			57, 943, 610	47, 156, 383	10, 787, 227	22. 9
退	職所得・分	離課税分	19 717 079	12, 866, 399	A 149 491	A 1 9
			12, 717, 978	12, 000, 399	△ 148, 421	△ 1.2
税制	改正	影響額	0	408, 200	△ 408, 200	皆減
			0	100, 200	△ 100, 200	日が
過	年	度 分	6, 311, 140	6, 259, 815	51, 325	0.8
_			0, 311, 140	0, 200, 010	01, 020	0.0
合	計	A	1, 074, 000, 559	1, 046, 119, 494	27, 881, 065	2. 7
	me Satta Adal II	(1, 0. 1, 000, 000	1, 010, 110, 101	2.,001,000	2
A × 核	票準 徴↓	又率(98%)	1, 052, 520, 548	1, 025, 197, 104	27, 323, 444	2.7
			_,,,	_, 0, 10 , , 10 1	_:, 0=0, 111	

2 納税義務者数 (普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分)

普通徴収・総合課税分(家屋敷課税分を含む)及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部 15 歳以上人口(外国人含む)に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から令和3年度における納税義務者割合 0.6374 を算出し、これを令和4年1月1日 現在の15歳以上人口(外国人含む)推計に乗じて、5,444,033人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として 19,017 人を加え、令和 4 年度の均等割納税義務者数を 5,463,050 人とした。

区部15歳以上人口 前年度1月1日現在 納税義務者割合 年 度 (Y/X)Χ (人) 増減 % Y (人) 増減 % 令和2年度 8, 488, 909 5, 378, 570 0.6336 令和3年度 992 32, 787 0.6 8, 489, 901 0.0 5, 411, 357 0.6374

0.6

第5表 均等割納税義務者数見込

家屋敷課税分(人)
17, 669
19, 418
19, 017

※前年度据置き

0.6374

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義 務者数を推計した。

32,676

0.6

第6表 令和4年度 各区分納税義務者数見込

5, 444, 033

(単位<u>:人)</u>

区 分	納税義務者数 (家屋敷課税分を除く)	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者(納税義務者数合計)	5, 444, 033	1, 655, 281	3, 788, 752
均等割のみ納める者	190, 574	135, 305	55, 269
所得割を納める者	5, 253, 459	1, 519, 976	3, 733, 483

3 普通徴収・総合課税分(所得割)及び特別徴収・総合課税分(所得割)

普通徴収・総合課税分(所得割)及び特別徴収・総合課税分(所得割)については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

(1) 総所得金額等

令和4年度

8,541,000

51,099

総所得金額等については、給与所得者分、営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額(東京都総務局「毎月勤 労統計調査」より)及び都平均雇用者数(東京都総務局「東京都の労働力」より)から推計した。

まず、第7表の過去9か年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式Y=a X_1+b X_2+c 、a=1,206.3232、b=4,464,794.6041、 $c=\triangle13,449,165,249.3889$ を得る。 X_1 に 2021 年の都平均現金給与総額の推計値として 412,185 円を、 X_2 に都平均雇用者数の推計値として 7,408 千人

をそれぞれ代入し、令和4年度の給与所得者に係る総所得金額等20,123,261,505千円を算出した。

70 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2								
		前年(N-1年	AN TO A STATE					
年度(N)	(亜展)	都平均現金給与総額	都平均雇用者数	総所得金額等 (千円)				
	(西暦)	(円)	(千人)	(113)				
平成25年度	2012年	405, 792	6, 383	15, 630, 399, 574				
平成26年度	2013年	410, 458	6, 457	15, 734, 807, 703				
平成27年度	2014年	412, 977	6, 620	16, 467, 706, 640				
平成28年度	2015年	406, 806	6, 727	17, 096, 377, 055				
平成29年度	2016年	408, 611	6, 843	17, 777, 894, 058				
平成30年度	2017年	411, 953	6, 997	18, 339, 468, 112				
令和元年度	2018年	413, 275	7, 180	19, 132, 552, 785				
令和2年度	2019年	414, 622	7, 312	19, 840, 333, 673				
令和3年度	2020年	408, 589	7, 373	19, 728, 092, 483				
令和4年度	2021年	412, 185	7, 408	20, 123, 261, 505				

第7表 総所得金額等(給与所得者分)見込

※ 令和3年度から適用された個人所得課税の見直し(第16章第1節3第25表を参照)のうち、給与所得控除から 基礎控除への振替及び給与所得控除の見直しの影響を考慮し、令和2年度以前の総所得金額等については、調整を 行っている。

イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去 10 か年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式Y= a X+b、a=2,872.5034、b= \triangle 527,623,890.5270 を得る。Xに 2021 年の暦年名目GDPの推計値として 544,787.9 を代入し、令和4年度の営業等所得者に係る総所得金額等 1,037,281,227 千円を算出した。

	前年(N-1	年)曆年名目GDP	総所得金額等	
年度(N)	(西暦)	(十億円)	(千円)	
平成24年度	2011年	497, 448. 9	895, 507, 871	
平成25年度	2012年	500, 474. 7	924, 152, 358	
平成26年度	2013年	508, 700. 6	912, 380, 853	
平成27年度	2014年	518, 811. 0	946, 955, 673	
平成28年度	2015年	538, 032. 3	993, 987, 334	
平成29年度	2016年	544, 364. 6	1, 027, 283, 555	
平成30年度	2017年	553, 073. 0	1, 048, 724, 245	
令和元年度	2018年	556, 189. 6	1, 091, 084, 187	
令和2年度	2019年	559, 862. 3	1, 042, 640, 670	
令和3年度	2020年	538, 688. 5	1, 110, 254, 342	
令和4年度	2021年	544, 787. 9	1, 037, 281, 227	

第8表 総所得金額等(営業等所得者分) 見込

ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義 務者前年比伸び率である 0.6%を乗じ、令和4年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等 3,237,826,374 千円を算出した。

以上を合算し、令和4年度の総所得金額等を24,398,369,106千円と算定した。

(2) 課税標準額

令和 4 年度の総合課税分の所得控除については、第 9 表のとおり、合計△6,750,931,015 千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額 (単位・千円)

					(単位:十円)
	所得控例	の種類			所得控除の額
雑	損	控		除	△ 382, 762
医	療費	势 控		除	\triangle 193, 987, 681
社 会	保 隙	1 料	控	除	\triangle 3, 473, 690, 813
小規模	企業共	済等掛	金 控	除	△ 114, 645, 646
生 命	保 隙	1 料	控	除	△ 160, 068, 211
地 震	保 隙	1 料	控	除	△ 9,886,362
障	害 者	护 控	-	除	△ 42, 966, 160
寡婦・	ひとり親	・勤労等	生控控	除	△ 24, 662, 488
配偶者	・ 配 偲	引者 特	別控	除	△ 246, 862, 973
扶	養	控		除	△ 256, 589, 241
基	礎	控		除	△ 2, 227, 188, 678
合			計		△ 6, 750, 931, 015

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得 控除額を前年並の6,682,483千円と推計し更に合算し、令和4年度の課税標準額は、17,654,120,574千円と算定した。

(3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から 0.7557606 と算定し、これを乗じて特別徴収に係る課税標準額 13,342,288,757 千円を算出し、差引き 4,311,831,817 千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

(4) 普通徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額 4,311,831,817 千円に、税率 (6%)、第3表の決算補正率 1.0645902 を乗じ、令和4年度の普通徴収・総合課税分(所得割)調定見込額は275,420,034 千円と算定した。

(5) 特別徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額 13,342,288,757 千円に、税率 (6%)、第3表の決算補正率 0.9854183 を乗じ、令和4年度の特別徴収・総合課税分(所得割) 現年度課税分の調定見込額は788,864,130 千円と算定した。

この調定見込額は令和4年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて徴収するため、令和4年度の収入となるのは、そのうちの10か月分である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

788, 864, 130 千円 ×
$$\frac{10}{12}$$
 + 124, 900, 888 千円 = 782, 287, 663 千円 前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和3年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分(所得割)の課税標準額 13,007,873,684 千円に、税率 (6%)、第3表の決算補正率 0.9601945 を乗じて、令和3年度の調定見込額を算出した後、令和4年度中の収入となる2か月分として2/12を乗じて算出した。

その結果、令和4年度の特別徴収・総合課税分(所得割)調定見込額は782,287,663千円と算定した。

4 普通徴収・総合課税分(均等割)

普通徴収・総合課税分(均等割)については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。 第6表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数1,655,281人に、家屋敷課税分19,017人を加えた 1,674,298人に、特例税率3,500円※、第3表の決算補正率1.0929788を乗じ、令和4年度の普通徴収・総合課税分(均 等割)調定見込額は6,404,903千円と算定した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年12月2日法律第118号)により、平成26年度から個人の市町村民税均等割の税率が500円引き上げられている。

5 特別徴収・総合課税分(均等割)

特別徴収・総合課税分(均等割)については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。 第6表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数3,788,752人に、特例税率3,500円、第3表の決 算補正率0.9780119を乗じ、令和4年度の特別徴収・総合課税分(均等割)現年度課税分の調定見込額は12,969,056千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3(5)特別徴収・総合課税分(所得割)」と同様、次のように調整した。

12,969,056 千円 ×
$$\frac{10}{12}$$
 + 2,043,507 千円 = 12,851,054 千円 前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和3年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分(均等割)の納税義務者数3,726,529人に、特例税率3,500円、第3表の決算補正率0.9400583を乗じて、令和3年度の調定見込額を算出した後、令和4年度中の収入となる2か月分として2/12を乗じて算出した。

その結果、令和4年度の特別徴収・総合課税分(均等割)調定見込額は12,851,054千円と算定した。

6 税額控除等

令和4年度の税額控除等については、過去の実績等から、第10表のとおり、合計△79,935,823千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位:千円)

	Æ	说額控除等	税額控除等の額		
1 14	調	整	控	除	△ 9, 190, 219
税	配	当	控	除	△ 2, 678, 635
額	住宅	E借入金等	特別税額	額控除	△ 7, 579, 075
控	寄	附金利	说 額 3	控除	△ 55, 634, 601
除	外	国 税	額	空除	△ 282, 947
		小	計	 	△ 75, 365, 477
	税	額調	整	額	△ 27, 493
	配	当 割	額控	除	△ 1, 913, 628
	株式	等譲渡所	得割額技	空除	△ 2,600,376
	減	免	税	額	△ 28,849
	合			計	△ 79, 935, 823

7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び 先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分 と区分している。

令和4年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、57,943,610千円と算定した。

第11表 譲渡所得等·分離課税分

(単位:千円)

分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	25, 274, 048
分離短期譲渡所得金額に係るもの	795, 288
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	29, 703, 885
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1, 383, 061
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	787, 328
合 計	57, 943, 610

8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現 年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定 見込額を推計し、同値を調定見込額とし、令和4年度の退職所得・分離課税分は、12,717,978千円と算定した。

9 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比(出現率) を用いて算定した。

前年度調定額として令和3年度特別区民税現年度分調定見込額を1,062,481,477千円とし、これに第12表の出現率0.00594を乗じて、令和4年度の過年度分の調定見込額は6,311,140千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位:千円)

	-							
現年	度分調定額	過年度	出 現 率					
	A		В	B/A				
平成28年度	948, 821, 084	平成29年度	5, 717, 957	0.0060				
平成29年度	966, 574, 566	平成30年度	5, 520, 363	0. 0057				
平成30年度	999, 254, 042	令和元年度	7, 180, 938	0. 0072				
令和元年度	1, 039, 314, 421	令和2年度	4, 920, 566	0. 0047				
令和2年度	1, 063, 009, 673	令和3年度	6, 489, 650	0. 0061				
令和3年度	1, 062, 481, 477	令和4年度	6, 311, 140	※5か年平均 0.00594				

第2節 軽自動車税

1 環境性能割

環境性能割の収入見込額については、直近の収入実績を基に、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減(以下、「軽減」という。)(第16章第1節4第29表、6第33表及び7第35表を参照)が、令和3年12月に終了し、軽減による令和4年度の減収が生じないことを考慮し算定した。

直近の収入実績を基に算出した収入見込額 259,006 千円は、軽減による減収が生じていることから、減収見込額 145,764 千円を加算した。

その結果、令和4年度の環境性能割の収入見込額を、404,770千円と算定した。

直近の収入実績を基に 算出した収入見込額 軽減による 減収見込額

259,006 千円 + 145,764 千円 = 404,770 千円

2 種別割

種別割の収入見込額については、過去の課税台数から令和4年度の車種別課税台数を推計し、税率を乗じた調定見込額に、決算補正率 (0.9971976) と標準徴収率 97%を乗じることで算定した。

その結果、令和4年度の種別割の収入見込額を、4,121,054千円と算定した。

第13表 軽自動車税種別割調定見込額

(単位:台、%、千円)

_	(単位:台、%、十円)														
	区 分		分	平成30	年度	令和元	年度	令和2	年度	令和3	年度	平均	令和4年度	税率	調定額
			台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	伸率	台数見込	円	見 込	
原動		50c	c以下	188, 917	94. 0	178, 389	94. 4	168, 837	94. 6	163, 061	96.6	94. 9	154, 745	2,000	309, 490
機付	50)超9	0cc以下	19, 735	93. 0	18, 378	93. 1	17, 252	93. 9	16, 557	96. 0	94. 0	15, 564	2,000	31, 128
自転		90c	c超	109, 025	99. 6	109, 370	100.3	109, 317	100.0	111, 994	102. 4	100.6	112, 666	2, 400	270, 398
車			ニカー	8, 062	106.8	8, 212	101. 9	8, 352	101. 7	9, 194	110. 1	105. 1	9, 663	3, 700	35, 753
			輪車 巨付含)	102, 255	98. 2	100, 589	98. 4	99, 216	98.6	99, 353	100. 1	98.8	98, 161	3, 600	353, 380
軽		三	輪車	32	91. 4	34	106. 3	37	108.8	37	100.0	_	37	複数税率	164
自	四	乗	営業用	37	97. 4	37	100.0	42	113. 5	39	92. 9	_	39	複数税率	253
-61	輪	用	自家用	180, 539	101.6	182, 808	101. 3	185, 308	101.4	188, 528	101. 7	101. 5	191, 356	複数税率	1, 964, 934
動	, , , ,	貨	営業用	19, 774	107. 7	22, 207	112. 3	23, 090	104.0	25, 483	110. 4	108. 6	27, 675	複数税率	100, 624
車	車	物	自家用	112, 832	98. 3	111, 600	98. 9	110, 873	99. 3	109, 232	98. 5	98.8	107, 921	複数税率	535, 840
		専	5雪上	4	80.0	4	100.0	1	25.0	2	200.0	_	2	3, 600	7
小型特)	農耕	作業用	485	101. 9	484	99.8	487	100.6	490	100.6	100.7	493	2, 400	1, 183
特殊		そ	の他	15, 002	99. 1	14, 928	99. 5	14, 645	98. 1	14, 339	97. 9	98. 7	14, 153	5, 900	83, 503
	輪の	の小さ	型自動車	92, 632	99. 6	92, 216	99. 6	93, 588	101.5	95, 062	101.6	100.6	95, 632	6,000	573, 792
		計	ŀ	849, 331	98. 4	839, 256	98.8	831, 045	99.0	833, 371	100. 3	99. 1	828, 107	_	4, 260, 449

※令和元年度までは平成28年改正前の地方税法に規定する軽自動車税

なお、軽自動車(三輪・四輪)については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び令和4年度分はグリーン化特例(軽課)が適用されることから、複数の税率が適用されている(グリーン化特例(軽課)は、第16章第1節4第30表及び7第36表を参照)。

第3節 特別区たばこ税

特別区たばこ税については、令和4年度の売渡本数を推計し、税率を乗じることにより算定した。

まず、直近のたばこの売渡本数実績により令和3年度の売渡本数を推計し、令和3年度の売渡本数の対前年度増減率を、令和4年度の対前年度増減率と見込み、令和4年度の売渡本数を11,301,722千本と推計した(第14表のとおり)。

令和 4 年度の特別区たばこ税の収入見込額は、売渡本数に税率 6.552 千円/千本を乗じた結果、74,048,883 千円と算定した。

第14表 令和4年度たばこ売渡本数推計

(単位:千本、%)

		(<u>牛匹・1 牛、/0)</u>
年度	たばこ売渡本数	対前年増減率
平成25年度	17, 116, 244	△ 2.20
平成26年度	16, 473, 269	△ 3.76
平成27年度	16, 250, 422	△ 1.35
平成28年度	15, 638, 215	△ 3.77
平成29年度	14, 845, 689	△ 5.07
平成30年度	14, 192, 595	△ 4.40
令和元年度	13, 436, 437	△ 5.33
令和2年度	11, 760, 522	△ 12.47
令和3年度	11, 528, 840	△ 1.97
令和4年度	11, 301, 722	△ 1.97

令 和 4 年 度 た ば こ 売 渡 本 数 税率 11,301,722 千本 × 6.552千円/千本 = 74,048,883 千円

第4節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和4年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額3,535,488 千円に特別区交付割合0.764 を乗じた結果、2,701,113 千円と算定した。

都 民 税 利 子 割 区 市 町 村 交 付 見 込 額 特別区交付割合 3,535,488 千円 × 0.764 = 2,701,113 千円

第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和4年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額24,173,424千円に特別区交付割合0.764を乗じた結果、18,468,496千円と算定した。

都 民 税 配 当 割 区 市 町 村 交 付 見 込 額 特別区交付割合 24,173,424 千円 × 0.764 = 18,468,496 千円

第5章 株式等譲渡所得割交付金

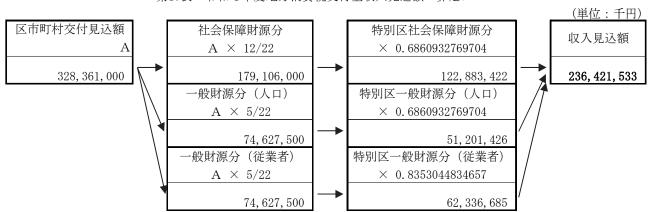
株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の 0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。 令和4年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額 27,530,118 千円に特別区交付割合 0.764 を乗じた結果、21,033,010 千円と算定した。

> 都民税株式等譲渡所得割 区市町村交付見込額 特別区交付割合 27,530,118千円 × 0.764 = 21,033,010千円

第6章 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される(地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節1第39表を参照)。

令和4年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第15表のとおり、区市町村交付見込額328,361,000千円を、社会保障財源分179,106,000千円、一般財源分(人口)74,627,500千円及び一般財源分(従業者)74,627,500千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分(人口)に特別区人口シェア0.6860932769704を、一般財源分(従業者)に特別区従業者数シェア0.8353044834657をそれぞれ乗じた後に合算して、合計236,421,533千円と算定した。



第15表 令和4年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー

(特別区シェアの算出)

人口は平成27年度国勢調査、従業者数は平成26年度経済センサス基礎調査による。

東京都人口 特別区人口 特別区人口シェア В b b/B 0.6860932769704 9, 272, 740 13, 515, 276 東京都従業者数 特別区従業者数 特別区従業者数シェア С c/C 9, 657, 306 8,066,791 0.8353044834657

(令和3年12月交付時の基礎数値)

第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

令和4年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額 457,800 千円に特別区交付割合 0.078 を乗じた結果、35,708 千円と算定した。

ゴ ル フ 場 利 用 税 区 市 町 村 交 付 見 込 額 特別区交付割合 457,800 千円 × 0.078 = 35,708 千円

第8章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の0.4085(0.95×0.43)に相当する額が区市町村へ交付される(第16章 第2節 1 第41 表、2 第43 表、8 第49 表及び9 第51 表を参照)。

令和4年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額 5,466,956 千円に特別区交付割合 0.6639427 を乗じた結果、3,629,746 千円と算定した。

自動 車税 環境性能割 区市町村交付見込額 特別区交付割合 5,466,956千円 × 0.6639427 = 3,629,746千円

第9章 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補塡するため、平成20年度から地方特例交付金が交付されている。

令和4年度の地方特例交付金の収入見込額は、地方特例交付金全国交付見込額217,200百万円に特別区交付割合0.03343984を乗じた結果、7,263,133千円と算定した。

地 方 特 例 交 付 金 全 国 交 付 見 込 額 特別区交付割合 217,200百万円 × 0.03343984 = 7,263,133千円

第16表 特別区交付割合(1)

年度	地方特例交付金		
十 及	特別区交付割合		
平成29年度	0. 03525347		
平成30年度	0. 03483699		
令和元年度	0. 03360487		
令和2年度	0. 03194517		
令和3年度	0. 03155868		
令和4年度	0. 03343984		

※ 令和元年度から令和3年度においては、個人住民税減収補填特例交付金の特別区交付割合

なお、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の終了に伴い、令和元年度から令和3年度において地方 特例交付金として交付されていた自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金は、令和3年度をもって算 定を終了している(第16章第1節4第29表、6第33表、7第35表、第2節2第43表、8第49表及び9第51表を参照)。

第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

1 地方揮発油譲与税

令和4年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 229,100 百万円に区市町村譲与率 0.42及び特別区譲与割合 0.0359929 を乗じた結果、3,463,309 千円と算定した。

地方揮発油譲与税

全国 譲 与 見 込 額 区市町村譲与率 特別区譲与割合 229,100 百万円 × 0.42 × 0.0359929 = 3,463,309 千円

2 自動車重量譲与税

令和4年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額289,100百万円に区市町村譲与率431分の407及び特別区譲与割合0.0361229を乗じた結果、9,861,610千円と算定した。

自動車重量譲与税

kk	나는 다니 다그라는 두 라니 스	1 -	`
第17表	特別区譲与割合	(])

	加致 内别色版 7 时日	(=)
年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
十	特別区譲与割合	特別区譲与割合
平成29年度	0. 0360218	0. 0360223
平成30年度	0. 0360343	0. 0360334
令和元年度	0. 0360610	0. 0360602
令和2年度	0. 0359317	0. 0365831
令和3年度	(6月譲与分)	(6月譲与分)
17年8千度	0. 0359156	0. 0359153
令和4年度	0. 0359929	0. 0361229

第11章 航空機燃料讓与税

令和4年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額14,900百万円に区市町村譲与率0.8及び 特別区譲与割合0.0794857を乗じた結果、947,470千円と算定した。

航空機燃料讓与税

全国 譲 与 見 込 額 区市町村譲与率 特別区譲与割合 14,900 百万円 × 0.8 × 0.0794857 = 947,470 千円

第18表 特別区譲与割合(2)

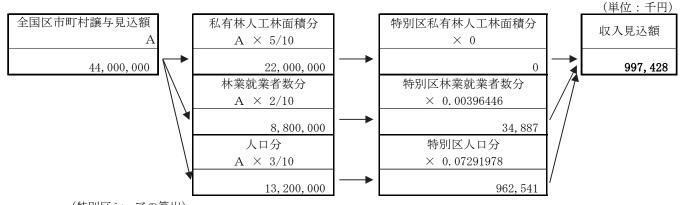
年度	航空機燃料讓与税
十	特別区譲与割合
平成29年度	0. 0825539
平成30年度	0. 0797899
令和元年度	0. 0786613
令和2年度	0. 0774282
令和3年度	(9月譲与分)
1. 1 3 1 2	0. 0789953
令和4年度	0. 0794857

第12章 森林環境讓与税

令和4年度の森林環境譲与税の収入見込額は、第19表のとおり、森林環境譲与税全国譲与見込額50,000百万円に区市町村譲与率25分の22を乗じて得た44,000百万円を、私有林人工林面積を譲与基準とするもの22,000百万円、林業就業者数を譲与基準とするもの8,800百万円、人口を譲与基準とするもの13,200百万円に区分し、それぞれの特別区シェア0、0.00396446、0.07291978を乗じた後に合算して、997,428千円と算定した。

森 林 環 境 譲 与 税
全 国 譲 与 見 込 額 区市町村譲与率
50,000 百万円 × 22/25 = 44,000 百万円

第19表 令和4年度森林環境譲与税収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

私有林人工林面積、林業就業者数及び人口は、令和3年度9月期譲与時の基礎数値である。

(単位·ha 人)

		(平匹・間、八)
全国私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積シェア
В	b	b/B
5, 790, 146	0	0
全国林業就業者数	特別区林業就業者数	特別区林業就業者数シェア
С	С	c / C
63, 817	253	0. 00396446
全国人口	特別区人口	特別区人口シェア
D	d	d/D
127, 163, 582	9, 272, 740	0. 07291978

第13章 交通安全対策特別交付金

令和4年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額54,311,421千円に特別区交付割合0.0176767を乗じた結果、960,047千円と算定した。

交通安全対策特別交付金 全 国 交 付 見 込 額 特別区交付割合 54,311,421 千円 × 0.0176767 = 960,047 千円

第20表 特別区交付割合(2)

3/10/X 11/1/1EX111111 (1)						
年度	交通安全対策特別交付金					
平 及	特別区交付割合					
平成29年度	0. 0167326					
平成30年度	0. 0169934					
令和元年度	0. 0176465					
令和2年度	0. 0183099					
令和3年度	(9月交付分)					
1.1.1.3 1 2	0. 0187013					
令和4年度	0. 0176767					

第14章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成 19 年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号) 附則第7条の2第2項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に 100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、 税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算 定している。

令和 4 年度は、総合課税分所得割の税率改正分として \triangle 49,806,173 千円、調整控除分として \triangle 9,190,219 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として 6,971 千円を算定し、合計 \triangle 58,989,421 千円に標準徴収率 98%を乗じ、税源移譲影響見込額は \triangle 57,809,633 千円となった。これに 15%を乗じ、令和 4 年度の特例加減算額を \triangle 8,671,445 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

		改正前	改正後			
課税所得			税率	課税所得		
	\sim	200万円	5%			
200万円超	\sim	700万円	10%	一律	10%	
700万円超	~		13%			

第15章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成26年4月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。 地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべき こと等から、地方交付税法(昭和25年5月30日法律第211号)附則第7条の3において、当分の間、当該増収分を基準財政 収入額に100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分(社会保障財源分)を基準財政収入額に100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

令和4年度は、地方消費税交付金増収分(社会保障財源分)を122,883,422千円と見込んだ(第6章参照)。これに15%を乗じ、令和4年度の地方消費税交付金特例加算額を18,432,513千円と算定した。

第16章 主な税制改正の概要

各表における各欄の記載事項

	改正項目	改	正	内	容	増減収見込額
1	2		3)		4

- ① 税制改正により影響を受ける特別区の歳入の項目
- ②③ 税制改正の概要
- ④ 基準財政収入額算定時に、税制改正による影響額として算出したもののみ記載

第1節 特別区税に係る税制改正

1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 等の一部改正(平成 28 年 11 月 28 日法律第 86 号)による税制改正の内容

第21表 令和元年度以後適用分

	改正項目	改正	内	容	増減収見込額				
	住宅借入金等特別税額控除	消費税率の引上げ時期の変更に	こよる所得税の値	主宅借入金等特別控除の延	E				
特	(消費税率の引上げ時期変	とに伴い、個人住民税における(主宅借入金等特別	別税額控除について適用期	月				
別	更に伴う改正)	艮(令和元年6月30日)を令和:	3年12月31日まっ	で2年6か月延長する。					
		なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補塡する。							
区									
民		居住年		控除限度額					
税		平成26年4月~令和3年12	所得税の	の課税総所得金額等					
		T 7720 - 171 171 0 - 12	× 7 %	6 (最高13.65万円)					

第22表 令和元年10月1日以後適用分

	第22衣 节和元年10月1日以後適用分								
	改正項目	改正内容	増減収見込額						
軽	環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変 更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止する とともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化 機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が							
自		課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴							
動車		収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の 措置を設ける。							
税		※ 平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。							

2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年3月31日法律第2号)による税制改正の内容

第23表 令和元年度以後適用分

改正項目	改	正	内	容	増減収見込額			
配偶者控除及び配偶者特別	(1) 控除対象配偶者又	は老人控除対象	や配偶者を	有する所得割の納税義務	千円			
控除の見直し	者について適用する	配偶者控除の額	頁を次のと	おりとする。	(令和元年度)			
	なお、合計所得金額	なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者につい						
	ては、配偶者控除の	適用はできなレ	١,					
					(平年度)			
	所得割の納税義務者			E 除額	△ 1,548,600			
	合計所得金額	控除対象	配偶者	老人控除対象配偶者				
	900万円以下	33万		38万円				
	900万円超950万円以	大下 22万	7円	26万円				
	950万円超1,000万円」	以下 11万	7円	13万円				
	(2) 配偶者特別控除の	対象となる配偶	者の合計	所得金額を38万円超123万				
	円以下とし、控除額							
	なお、現行制度と	同様に、合計剤	行得金額が	1,000万円を超える所得割				
4.4-	の納税義務者につい	ては、配偶者特	特別控除の	適用はできない。				
特								
	① 合計所得金額9007							
別	配偶者の合計所得金			合計所得金額 控除額				
	38万円超90万円以下			超110万円以下 16万円				
区	90万円超95万円以下			超115万円以下 11万円				
	95万円超100万円以			超120万円以下 6万円				
	100万円超105万円以	下 21万円	120万円	超123万円以下 3万円				
民		C III + 710 E 0 - 7 III 1	リエッデタ	ましては大力士				
	② 合計所得金額9007							
税	配偶者の合計所得金			合計所得金額 控除額				
	38万円超90万円以下			超110万円以下 11万円				
	90万円超95万円以下			超115万円以下 8万円				
	95万円超100万円以			超120万円以下 4万円				
	100万円超105万円以	↑ 14万円	120万円	超123万円以下 2万円				
	③ 合計所得金額9507	5円超1,000万F	円以下の所	「得割の納税義務者				
	配偶者の合計所得金	額 控除額	配偶者の	合計所得金額 控除額				
	38万円超95万円以下			超115万円以下 4万円				
	95万円超100万円以一	下 9万円	115万円	超120万円以下 2万円				
	100万円超105万円以			超123万円以下 1万円				
	105万円超110万円以	下 6万円						
				る令和元年度以降の個人				
	住民税の減収額につ	いては、全額国	骨で補塡	する。				
•					•			

3 地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年3月 31 日法律第 3 号)による税制改正の内容

第24表 平成30年10月1日以後適用分

	改正項目	改	正	内	容		増減収見込額
	税率の引上げ及び加熱式た	(1) 税率を平成30年	10月1日から	53段階で引	き上げる。		千円
	ばこの課税方式の見直し						(1)
					(税率	は千本当たり)	(平成30年度)
			地方の			E	1, 921, 446
		実施時期	たばこ税	道府県	市町村	国の たばこ税	(2)
			7012 0 701	たばこ税	たばこ税	7018 0176	(平成30年度)
特		現行	6,122円	860円	5, 262円	6,122円	613, 390
17		平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	
別		令和2年10月1日	7, 122円	1,000円	6, 122円	7,122円	
区		令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	
た		(2) 「加熱式たばこ	」の課税区分	分を新設した	上で、加熱式	こたばこの「重	
ば		量」と「価格」を	·紙巻たばこの	の本数へ換算	する方式とす	つる(平成30年	
		10月1日から5年	間かけて段	皆的に移行す	る。)。		
۲							
税			現行の担	與算方法	改正後の	換算方法	
176		現行	現行の換算	「本数×1.0	-	_	
		平成30年10月1日		「本数×0.8	新換算本	×数×0.2	
		令和元年10月1日		「本数×0.6	新換算本	×数×0.4	
1		令和2年10月1日		草本数×0.4	新換算本	<数×0.6	
		令和3年10月1日	現行の換算	耳本数×0.2	新換算本	<数×0.8	
1		令和4年10月1日	_	_	新換算本	<数×1.0	

改正項目	改	正 内	容	世紀12日2
以 止 頃 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			-	増減収見返
	給与所得控除・公的年金			
	引き上げる。	区4年以2月1月1日	. 010、圣诞江州飞时镇	445,
	716上() る。			440,
	給与所得控除・公的年金	等控除	△10万円	
	基礎控除		+10万円	
	五 晚江原	(控除額	: 33万円→43万円)	
	等の金額(10万円を超 る雑所得の金額(10万	10万円を超える場合 える場合には、10万 円を超える場合には	及び公的年金等に係る額、給与所得控除後の給与円)及び公的年金等に係、10万円)の合計額からから控除する。(所得金	F F
	(2) 給与所得控除の見直し 給与所得控除の上限額が (控除額220万円)から、 (上記振替に伴う10万円	次のとおり引き下げ		
特		平成30年度~ 令和2年度分	令和3年度分以後	
	上限が適用される給与収入		850万円	
	給与所得控除の上限額	220万円	195万円	
			の収入金額が1,000万円	
X			円を控除した金額の10% 除する。(所得金額調整	
区	に相当する金額を、給	5年所得の金額から控		
	に相当する金額を、給 控除)	5与所得の金額から控	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す	
	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1,	4与所得の金額から控 の00万円超の場合、打 10万円引下げ分を含	除する。(所得金額調整 E除額に上限を設定す	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う	与所得の金額から控 000万円超の場合、打 10万円引下げ分を含 三金等収入	除する。(所得金額調整	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年公的年金等控除の上	5年所得の金額から控 000万円超の場合、担 10万円引下げ分を含 全等収入 上限額	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超	
天	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外	4 与所得の金額から控 000万円超の場合、担 10万円引下げ分を含 三金等収入 二限額 の所得金額が1,0007	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円	
天	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。	4 与所得の金額から控 000万円超の場合、担 10万円引下げ分を含 三金等収入 二限額 の所得金額が1,0007	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を	
天	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。	4 与所得の金額から控 000万円超の場合、担 10万円引下げ分を含 三金等収入 二限額 の所得金額が1,0007	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を 的年金等控除額	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。 公的年金等収入以外の可し、000万円超	19所得の金額から控 000万円超の場合、注 10万円引下げ分を含 金等収入 上限額 の所得金額が1,000万 所得金額 公	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を 10万円 △20万円 △20万円	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。 公的年金等収入以外の可した。 1,000万円超 2,000万円超 (4) 基礎控除の見直し合計所得金額2,400万円務者に係る基礎控除につい	19所得の金額から控 000万円超の場合、注 10万円引下げ分を含 三金等収入 二限額 -の所得金額が1,000万 所得金額 公 (給与収入2,595万円 いて、次のとおりとす	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を か年金等控除額 △10万円 △20万円	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。 公的年金等収入以外の可以のの万円超上のの万円超上のの万円超上のの万円超上のの万円超上の分別である基礎控除について、所得割の納税義務者の合生のの万円超2,450万円	19所得の金額から控 000万円超の場合、担 10万円引下げ分を含 金等収入 上限額 の所得金額が1,000万 所得金額 公 (給与収入2,595万円 いて、次のとおりとす 計所得金額 円以下	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を 的年金等控除額 △10万円 △20万円 ○20万円	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。 公的年金等収入以外の行力のの方円超 2,000万円超 2,000万円超 6計所得金額2,400万円 務者に係る基礎控除につい 所得割の納税義務者の合 2,400万円超2,450万(給与収入2,595万円超2,6	19所得の金額から控 000万円超の場合、共 10万円引下げ分を含 金等収入 上限額 の所得金額が1,000万 所得金額 (給与収入2,595万円 いて、次のとおりとす 計所得金額 円以下 45万円以下)	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を か年金等控除額 △10万円 △20万円	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。 公的年金等収入以外の可します。 (4) 基礎控除の見直し合計所得金額2,400万円超合計所得金額2,400万円務者に係る基礎控除につい 所得割の納税義務者の合し、400万円超2,450万(給与収入2,595万円超2,600万円超2,500万円程2,500万円在2,500万円在2,500万円在2,500万円在2,500万円在2,50	(給与収入2,595万円 (給与収入2,595万円) (給与収入2,595万円) (計)のとおりとする (計)のとおりとする (計)のとおりとする (計)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を 的年金等控除額 △10万円 △20万円 ○20万円	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。 公的年金等収入以外の可1,000万円超2,000万円超2,000万円超2,400万円超6計所得金額2,400万円 務者に係る基礎控除につい 所得割の納税義務者の合2,400万円超2,450万円超2,450万円超2,500万(給与収入2,595万円超2,60万円超2,60万円超2,60万円超2,60万円超2,60万円超2,645万円在200万円程2,645万円在2000万円在200万円在200万円在2000万円在200万円在2000万円在2000万円在20000000000	(給与収入2,595万円 (給与収入2,595万円) (給与収入2,595万円) (計)のとおりとする (計)のとおりとする (計)のとおりとする (計)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のとおりとする (対)のによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を 10万円 10万円 10万円 10万円 100万円 100万円 100万円	
民	に相当する金額を、給控除) (3) 公的年金等控除の見直し ① 公的年金等収入が1, る。(上記振替に伴う 上限が適用される公的年金等控除の上 ② 公的年金等収入以外引き下げる。 公的年金等収入以外の可します。 (4) 基礎控除の見直し合計所得金額2,400万円超合計所得金額2,400万円務者に係る基礎控除につい 所得割の納税義務者の合し、400万円超2,450万(給与収入2,595万円超2,600万円超2,500万円程2,500万円在2,500万円在2,500万円在2,500万円在2,500万円在2,50	(給与収入2,595万円以下) 中別下の金額から控えを等収入 上限額 ・の所得金額が1,000万 ・の所得金額が1,000万 ・の所得金額が1,000万 ・の所得金額が1,000万 ・の所得金額が1,000万 ・の所得金額が1,000万 ・の所得金額が1,000万 ・の所得金額が1,000万 ・のアールで、次のとおりとす。	除する。(所得金額調整 空除額に上限を設定す む。) 1,000万円超 195.5万円 5円超の場合、控除額を 10万円 10万円 10万円 10万円 100万円 100万円 100万円	

4 地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年3月 29 日法律第2号)による税制改正の内容

第26表 令和元年10月1日以後適用分

	7. T T D	1	→ /	-	4	, ,,,		
	改正項目		改	止	内	容		増減収見込額
	住宅ローン控除の拡充	所得税に	おける住宅借	入金等特別控	空除の拡充に伴	半い、令和元年10	月1日	
杜		から令和2	年12月31日ま	での間に居住	Eの用に供した	た場合で消費税率	10%が	
別		適用される	住宅取得等につ	ついて、控隊	除期間を3年延	延長(現行10年→	13年)	
区日		し、所得税	額から控除し	きれない額に	こついて、現行	う制度と同じ控除	限度額	
特別区民税		(所得税の	課税総所得金額	額等×7%	(最高13.65万	円))の範囲内に	こおい	
		て、個人住.	民税額から控	除する。				

第27表 令和2年度以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
特別区民税	ふるさと納税制度の見直し	過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行う。 ※ 令和元年6月1日以降に支出された寄附金について適用	

第28表 令和3年度以後適用分

		第10名 FF 0 F 及外区巡州为	
	改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税	子どもの貧困に対応するた めの非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。 ※ 令和2年度税制改正により見直し(第16章第1節5第31表(3)を参	相吸化儿心取
税		照)	

第29表 令和元年10月1日以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
軽自動車税環境性能害	軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。 (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補塡する。 税率 臨時的軽減 非課税 非課税 1.0% 非課税 1.0% 1.0%	

第30表 令和4年度以後適用分

	改正項	目		改	正		内	容		増減収見込額	
	グリーン化特例	(軽課)	の	令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン							
	大幅見直し			化特例(軽課)の適用対象	を、電気	自重	動車等に限定	ご する。			
軽				【改正前】				【改正後】			
				区 分	軽減率		区	分	軽減率		
自				電気自動車			電気自	自動車			
動				天然ガス自動車	750/		天然ガス	ス自動車	750/		
				(H30規制適合又はH21	75% 軽減		(H30規制適	合又はH21	75% 軽減		
車				規制からNOx10%低減達	平土10人		規制からNO	x10%低減達	平主10人		
税				成)			成)				
				2020年度基準	50%		2020年	度基準	軽減		
種				+30%達成	軽減		+30%	6達成	なし		
別				2020年度基準	25%		2020年	度基準	軽減		
				+10%達成	軽減		+10%	6達成	なし		
割											
				※ 現行のグリーン化物	時例 (軽詞	具)	の適用期限	を2年延長す	ける。(令		
				和2年度新規取得分	まで)						

5 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第31表 令和3年度以後適用分

	男31衣 TM 3 年度以復週用分	
改正項目	改正内容	増減収見込額
未婚のひとり親に対する税 制上の措置及び寡婦(寡	(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 現に婚姻をしていない者(寡婦又は寡夫である者を除く。)で生計	千円 (平年度)
夫)控除の見直し	を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、前年の合	$\triangle 37,000$
	計所得金額が500万円以下である場合は、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。	
	(2) 寡婦(寡夫) 控除の見直し ① 扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の総所得金額等	
特	が48万円以下)を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500 万円以下であることを加える。	
別	② 現行の寡婦控除の特別加算を廃止する。	
区	③ その者と生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下) を有する寡婦(寡夫)に係る寡婦(寡夫)控除の控除額を30万円に 引き上げる。	
民	\$10 mm	
税	(3) 個人住民税の人的非課税の見直し現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税を見直し、上記見直し後のひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする(前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く)。	
	※ (1)、(2)、(3)のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻 (未届)」の記載がある者は対象外とする。	

第32表 令和2年10月1日以後適用分

	14 T 西口			T		<i>ਜੋੜ</i>		1444年日174年
	改正項目		改	正	内	容		増減収見込額
	軽量な葉巻たばこの課税方	ŧ	堅量な葉巻たばこ <i>0</i>	の課税方式について	、令和2	2年10月1日から2段階で	Ü	
	式の見直し	見回	直しを行う。					
別区			実施時期		課税方	式		
たた			現行	葉巻たばこ1 ៖	g を紙巻	たばこ1本に換算		
ばば			令和2年10月1日			の重量が0.7g未満)		
<u> </u>			13/1H 2 10/1 1 H			10.7本に換算		
税			令和3年10月1日			の重量が1g未満)		
			13/14/0 10/1 1 14	1本を紙	巻たばこ	11本に換算		

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第33表 令和2年10月1日以後適用分

		300公 中和1 10/7 1 1 5 区通用分	
	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
軽	軽自動車税環境性能割の臨	軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6	
自動	時的軽減の延長	か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。	
車		なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費	
税環		で補塡する。	
境性			
能			
割			

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第34表 令和3年1月1日以後適用分

Г	改	正項	E		正 正	内	容	増減収見込額
特別	長等	-ン控除 <i>0</i>	5特例の延	所得税において以下の措いて、所得税額から控除して、所得税額から控除し、 得税の課税総所得金額等× 税額から控除する。 なお、この措置による減いで補塡する。	きれない額を 7 % (最高13.	、現行制度 65万円))	と同じ控除限度額(所 の範囲内で個人住民	
区民税				※ 所得税における措置 控除期間13年の特例の適 象とするとともに、この延 下の者について面積要件を続	長した部分に	限り、合計	所得金額1,000万円以	

第35表 令和3年4月1日度以後適用分

	改	正	項	目		改	正	Þ	勺	容		増減収見込額
軽自動車税環境性能割		の見直		上能割の税 なび臨時的	(2) て を	で税率区 軽自動車税環 、適用期限を 対象とする。	分を見直す。 竟性能割の税: 9か月延長し、 置による減収	率を1%分回 、令和3年:	軽減す 12月3	新たな2030年度燃費 する臨時的軽減につい 1日までに取得したも 5特例交付金により全	の	

第36表 令和4年度以後適用分

	改正項目		改	正		内	容		増減収見込額
	グリーン化特例(軽課)の	交	†象の重点化等を行った	上で適用	期	艮を2年間延長	する。	(令和3年	
	見直し	度•	令和4年度新規取得分	r)					
軽		(1)	営業用乗用車						
١.			【改正前】			【改	正後】		
自			区 分	軽減率		区り	分	軽減率	
			電気自動車	75%		電気自動	助車	75%	
動			天然ガス自動車	軽減		天然ガス目	自動車	軽減	
			2020年度基準	50%		2030年度	基準	50%	
			+30%達成	軽減		90%達	成	軽減	
車			2020年度基準	25%		2030年度	基準	25%	
			+10%達成	軽減		70%達	成	軽減	
税		(2)	軽貨物自動車						
種			【改正前】			【改	正後】		
		l	区分	軽減率		区分		軽減率	
別			電気自動車	75%		電気自動	助車	75%	
~,			天然ガス自動車	軽減		天然ガス	自動車	軽減	
L.			2015年度基準	50%					
割			+35%達成	軽減					
			2015年度基準	25%					
			+15%達成	軽減					

8 令和4年度の地方税法等の一部改正(令和4年3月改正予定分)による税制改正の内容

第37表 令和4年1月1日以後適用分

	改正項目	l	改	正	内	容		増減収見込額
特別区			所得税における住宅借 税における住宅借入金等 日)を令和7年12月31日 なお、この措置による	特別税額控隊 まで4年延長	余について適用 きする。	期限(令和3年12	月31	
民税			居住年 令和4年1月~令和	17年12月	所得税の課	余限度額 税総所得金額等 最高9.75万円)		

第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成 24 年8月 22 日法律第 69 号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。)等の一部を改正する法律(平成 28 年 11 月 28 日 法律第 86 号)による税制改正の内容
 - ※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正(平成 27 年3月 31 日法律第2号)により平成 29 年4月1日施行とされていたが、令和元年 10 月1日に変更された。

第38表 令和元年10月1日以後適用分

改正項	目	改	正	内	容	増減収見込額
地方消費税率の	引上げ (1)	消費税率10%への引	上げ時期を変り	更し、第39君	長のとおりとする。	
地 (時期の変更) 方 消費 税 交付金	(3)	引上げ分の地方消費 社会保障4経費その他 引上げ分の地方消費: 原化されることを踏ま の交付基準は第39表の	社会保障施策に 脱に係る市町 え、全額人口に	こ要する経費 対交付金に~	となてる。 ついては、社会保障	財

第39表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月~	平成26年4月~	平成27年4月~	令和元 ~9月10		令和2年4月~	令和3年4月~	
国・地方消費税率	5 %		8 %		10%			
地方消費税	1% (消費税額の 100分の25	(消費	1.7% 費税額の 分の17		2.2% (消費税額の 78分の22			
うち 区市町村交付分			地方消費税納付	け額の2分	テの 1			
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障 17分の7 (一般財 17分の5 17分の5を	を人口 源分) を人口		(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数	

第40表 令和元年10月1日以後適用分

	改正項目		改	正	内	容	増減収見込額
地		(1)	令和元年10月から軽	減税率制度	度を導入		
方消		(2)	対象品目は、①酒類	及び外食を	と除く飲食料品	、②新聞の定期購読料	
費税		(3)	軽減税率は8%(国	分:6.24%	%、地方分:1.	76%)	
交付金		(4)	令和5年10月から適 7法とするとともに、			入。それまでは簡素な	:
金			JAC 1 SCC OIC,	7九15月 开 7	ン (A M P.1.G M M P.1.A	5	

第41表 令和元年10月1日以後適用分

第42表 令和元年10月1日以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
	地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変	(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化	
	更に伴う実施時期の改正)	【法人住民税法人税割】	
特		道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%)	
別		※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。	
区財		【地方法人税】	
政		税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。	
調整交		(2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交	
付金		付金を創設 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)	
		【法人事業税交付金の概要】 ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (令和元、2年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数(令和2年度~4年度は経過措置あり)	

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年3月 29 日法律第2号)による税制改正の内容

第43表 令和元年度以後適用分

	改正項目		改 正	内	容	増減収見込額				
	自動車税環境性能割の税率	(1) 非課税又	は1%もしくは29	%の税率の適用区分	よについて見直しを	:行				
環	の適用区分の見直し及び臨	う。								
境	時的軽減	(2) 令和元年1	[用							
性				分軽減する特例措置 こついては、地方特	置を講ずる。 寺例交付金により全	額				
能										
割	自動車税環境性能割交付金	平成31年度税	制改正に係る車体	課税の見直しに伴	う都道府県・市町村	寸間				
交	に係る交付率の見直しの財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。									
付			改正前	令和元~3年度	令和4年度~					
金		市町村への 交付率	65%	47%	43%					

3 地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成 31 年3月 29 日総務省令第 38 号)による 税制改正の内容

第44表 令和元年度以後適用分

	改	正	項	目	改	E I	内	容	増減収見込額
地方消費税交付金		費税 <i>0</i> 十デ−)清算 - タ <i>0</i>	更基準() 更新	清算に利用するサービス業分 サス活動調査に基づき定める いつき定める額に更新する。 なお、更新に際して、当該記	る額から、平原	成28年経済セン	ノサス活動調査に	

4 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年3月 29 日法律第3号)による税制改正の内容

第45表 令和元年度以後適用分

				71-	74048	17年7月十月月	ハ区週川	73			
	改正	項目			改	正		内	容		増減収見込額
	森林環境税	・譲与税の創設	矛	华林環境税 ((国税、	令和6年度為	いら課税)の収入額	頁に相当する額を	市町	千円
			村及	及び都道府県	見に対し	して令和元年月	度から譲	与する。			(令和元年度)
			>	※ 令和5章	年度ま	での間は、暫	定的に多	で付税及び	譲与税特別会計に	お	362, 701
				ける借入れ	れによ	り対応。					
森			7	襄与基準						_	
林				市町村	1	額の9割に相談)、林業就業					
環					*	市町村の私有材	大口林 配	面積は、林野	予率により補正		
境				都道府県	総額の	の1割に相当	する額を	市町村と[司様の基準で按分		
譲					·						
与									環境譲与税の市町を	村及	
ľ			びŧ	部道府県への)譲与書	割合は、次のと	こおりと	する。			
税					Шп	BB		-lame la la	*** /* + I	_	
				A =	期	間		市町村	都道府県	_	
1					-	令和6年度ま		100分の80		_	
				令和7年	度から	令和10年度ま	で	100分の85	100分の15		
				令和11年月	度から	令和14年度ま	で	100分の88	100分の12		

5 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成 31 年3月 29 日法律第4号)による税制改正の内容

第46表 令和元年10月1日以後適用分

	改正項目	第40衣 守和元 ³ 改	<u>₹10月 1 日以俊』</u> 正	内	容	増減収見込額			
	地方法人課税における新た	(1) 消費税率10%段階に				HIN WILLIAM			
	な偏在是正措置	割)の一部(法人事業科							
		税)を創設する。							
		・課税標準 : 法人事	業税(所得割・」	収入割)の	税額(標準税率分)				
		・主な税率区分							
			法人事業		特別法人事業税				
		主な税率区分	(新得割・収)						
		資本金1億円超の	(復元後)	(改正後)	(創設)				
		普通法人	3.6% ⇒	1 %	税額の260%				
特		資本金1億円以下の 普通法人等	9.6% ⇒	7 %	税額の37%				
別		収入金額 課税対象法人	1.3% ⇒	1 %	税額の30%				
区		W. V. D. C. J. S. D. D. C.							
		・賦課徴収 : 都道府!	県(法人事業税 🤅	と併せて実	施)				
財			toto a Autori No. to to	5V 77					
政			・国への払込み : 税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に						
以		E	[接払込み						
調		・適用期日 : 令和元	年10月1日以降	に開始する	事業年度から適用				
整		 (2) 特別法人事業税の収え							
		府県に譲与する特別法							
交		/11/N(CBQ 1 / 2 N/1/1/2/	(子人版)加色	1160 00					
/ I.		・譲与基準等 : 「 <i>)</i>	【口」を譲与基準	生とし、不	交付団体に譲与制限				
付			(() の仕組みを記						
金		※ 当初算出額の25		余の75%を	と譲与しない(財源超				
		過額を上限とする	。)。						
		・譲与開始時期 : 令を	和2年度						
		 (3) 特別法人事業税の創詞	ひに 伴い 汁に	1	今のなけ水準に亦動				
		が生じないよう、交付を							
		き上げる。その際、交付							
		を除く措置を講ずる。	を除く措置を講ずる。						
		※ 「現行」とは、令利							
		付率に関する規定							

6 所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年3月 29 日法律第6号)による税制改正の内容

第47表 令和元年度以後適用分

	改	正 項	目		改	正	内	容		増減収見込額
<u>_</u>	自動車重	重量税によ	おけるエコ	エコカー	減税について、	、軽減割合の)引下げや適	用対象の縮小等の	見直し	千円
自動	カー減種	見の軽減	割合等の見	を行った上	、その適用期	限を2年延長	 まする。			(令和元年度)
車	直し									175, 657
重量										
量										
譲										
与税										
加										

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第48表 令和2年度以後適用分

			第40衣 T和 2	中及以饭週用刀				
	改正項目		改	正内		容	増減収見込	額
	森林環境譲与税の見直し	(1)	令和2年度から令和6	年度までの森林環	境譲与	F税について、地方公	千	-円
			共団体金融機構の公庫債	権金利変動準備金	を活月	用することとし、各年	(令和2年度	<u>:</u>)
森			度の譲与額を次のとおり	408, 0)39			
<i>**</i> **				(令和4年度	<u>:</u>)			
4.1.			年度		譲与智	領	226, 6	388
林			十段	(改正前)		(改正後)		
			令和2年度・令和3年度	200億円	\Rightarrow	400億円		
環			令和4年度・令和5年度	300億円	\Rightarrow	500億円		
			令和6年度	森林環境税の収入	額 →	左の額に300億円を		
境			7/11/0 千皮	に相当する額	7	加算した額		
譲		(2)	森林環境譲与税の市町とする。	村及び都道府県〜	の譲与	5割合を、次のとおり		
与				Para da mara la la		Tel /77 === 1		
			年度	区市町村		都道府県		
税			令和2年度・令和3年度	20分の17		20分の 3		
1)1			令和4年度・令和5年度	25分の22		25分の 3		
			令和6年度	10分の 9		10分の 1		

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第49表 令和2年10月1日以後適用分

	3,6-12, 1-16-1-1-3, 1-16-2, 1-3, 1-16-2, 1-3, 1-16-2, 1-3, 1-16-2, 1-3, 1-16-2, 1-3, 1-16-2, 1-3, 1-16-2, 1-3,								
	改	正 項	目		改	正	内	容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車和的軽減の	兑環境性	能割の臨時	月延長し、 なお、こ	環境性能割の 令和3年3月	31日までに取 減収について	な得したものを には、地方特例	刊措置の適用期 ≥対象とする。 刊交付金により	

第50表 令和3年度以後適用分

	改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
特	中小事業者等が所有する償 却資産及び事業用家屋に係 る固定資産税等の軽減措置	厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の の1又はゼロとする。	1 3 4 11 10 2
別区		※ 令和2年2月~10月までの任意の3か月間の売上高期間と比べて、	が、前年の同
財 政		30%以上50%未満減少している者 2 50%以上減少している者	2分の1 ゼロ
調整	工生压争的少天死に同りた	適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。	
交付金	充	※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設す ナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」に 填し、同交付金のうち、「固定資産税減収補填特別交 ては、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年 年度)。	より全額を補 5付金」につい

9 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第51表 令和3年4月1日以後適用分

	初の式。自和の十五万工自然及週刊分						
	改正項目	改正内容	増減収見込額				
	自動車税環境性能割の税率	(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基					
環	区分の見直し及び臨時的軽	準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造					
境	減の延長	要件による非課税の対象から除外した上で、2年間(令和3年4月か					
性		ら令和5年3月まで)の激変緩和措置を講ずる。					
能		 (2) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、					
割		個用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対					
交		象とする。					
付		なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額					
金		国費で補塡する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。					

第52表 令和3年度以後適用分

改正項目	改 正 内 容	増減収見込額
特別 固定資産税(土地)の負担 調整措置 区財 性産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の延 長 交付金	令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した資産を対象とする。 なお、この措置に伴う減収については、「固定資産税減収補填特別交付金」により全額を補填し、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年度から令和8年度までに延長)。	